

ロシアにおける情報安全保障政策とインターネット規制

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 小泉 悠

【目次】

はじめに

I 情報安全保障政策の概要

- 1 安全保障基本文書における位置付け
- 2 インターネット規制・監視の位置付け

II これまでのインターネット規制・監視体制

- 1 インターネット規制・監視の実施主体
- 2 インターネット監視システム SORM の運用体制
- 3 インターネット通信の規制に関する取組

III 新たなインターネット規制・監視の動き

- 1 インターネット監視のさらなる強化とブログ規制
- 2 公衆インターネット接続に関する規制

おわりに

翻訳：2014年5月5日連邦法第97号「連邦法『情報、情報技術及び情報保護について』及び情報通信網を使用した情報交換の適正化問題に関する個別のロシア連邦法の改正について」

はじめに

一般的に情報安全保障といえ、サイバー攻撃の実施やその撃退など、サイバー安全保障の文脈から理解される場合が多い。ロシアにおいてもこのような意味での情報安全保障が重視されていることは事実である。

しかし、ロシアにおいて用いられる情報安全保障 (информационная безопасность) の概念は、それだけではなく、ブログやソーシャルネットワークワーキングサイト (SNS) に対する規制やインターネット上における通信の監視まで、対象が極めて幅広いことが特徴である。

本稿では、ロシアの情報安全保障に関する全体的な政策とこれまでの取組について触れた後、最近のインターネット規制・監視体制について紹介する。また、末尾には、2014年5月に成立したインターネット監視及びブログ規制に関する法律の主要部分を翻訳し、掲載する。

I 情報安全保障政策の概要

1 安全保障基本文書における位置付け

ロシアが情報安全保障に関する国家的な政策形成に取り組み始めたのは1990年代後半のことであり、その成果は、国家安全保障会議の「ロシア連邦情報安全保障ドクトリン」として2000年に公表された⁽¹⁾。同文書によると、ロシアが直面する情報安全保障上の脅威は、大きく分けて以下の4分野と規定されている。

- ① 精神的な生活及び情報活動に関して憲法で認められた人及び市民の権利及び自由に対する脅威
- ② ロシア連邦の国家的政策に関する情報上の脅威
- ③ 情報産業 (情報通信機器産業) の発展及び国内外における需要並びに情報の蓄積、保存及び有効な利用に対する脅威
- ④ ロシア連邦内に建設された、又は今後建設される情報通信設備及びシステムの保安に対する脅威

各分野の内容について見ていくと、情報漏えい、情報の不正入手、通信システム及びマスコ

(1) *Доктрина информационной безопасности Российской Федерации*. <<http://www.scrf.gov.ru/documents/6/5.html>> 以下、インターネット情報は2014年10月8日現在である。

コミュニケーション手段の不正利用などに加え、「情報利用や通信に関するシステムの妨害、破壊、損壊、電波・電子的手段による制圧」といったサイバー攻撃をロシアが受ける可能性が「情報通信設備及びシステムの保安に対する脅威」に挙げられている。

9年後の2009年に公表された外交・安全保障政策の基本政策文書「2020年までのロシア連邦国家安全保障戦略」⁽²⁾（以下、「安全保障戦略」という。）では、情報安全保障は内政、経済、社会、科学技術、軍事等と並ぶ安全保障の一分野と位置付けられるとともに、ロシアの抑止力を構成する手段と位置付けられた。その一方、「安全保障戦略」によると、世界ではグローバルな「情報敵対」の傾向が発生しており、外国の「情報兵器」⁽³⁾が、戦略核戦力、精密誘導兵器、その他のハイテク兵器等と並ぶロシアの軍事安全保障上の脅威となりつつある。同時に、国民の情報技術へのアクセスや情報インフラの発展、医療分野での情報・通信インフラの整備（遠隔医療等）はロシアの国力を増大させ、社会を安定させることにより、結果的に総合的な安全保障を実現する手段としても位置付けられる。

また、「安全保障戦略」の下位文書として軍事的安全保障について規定する「軍事ドクトリン」⁽⁴⁾においては、現代の紛争の特徴として、「軍事力を用いることなく情報手段を利用して政治的目的を達成する傾向の高まり」が指摘されて

いる。ロシアは近年、旧ソ連諸国における一連の体制転換（いわゆる「カラー革命」）や中東及び北アフリカ諸国における「アラブの春」に関して、これらの出来事が実際には欧米諸国の扇動による「形を変えた侵略」であるとして非難を強めている⁽⁵⁾。上掲の「軍事ドクトリン」における記述は、情報がこのような体制転換の手段として使用される可能性などを念頭に置いたものと考えられる。

さらにロシア連邦軍参謀本部は2011年、「情報空間におけるロシア連邦軍の活動に関する概念的視野」と呼ばれる文書⁽⁶⁾を策定した。同文書は、サイバー空間においても通常の戦争のような国家間の軍事紛争が発生し得るとの前提に立ち、ロシア連邦軍がサイバー戦にどのように関与すべきであるかを概念的に規定している⁽⁷⁾。

2 インターネット規制・監視の位置付け

前節で見たように、ロシア政府は情報安全保障を安全保障上の重要分野と見なしている。ロシアの情報安全保障概念に関して特徴的なのは、それがサイバー犯罪及びサイバー攻撃等への対処や、自国によるサイバー攻撃の実施だけでなく、情報の流通が体制転覆の原動力となる可能性にまで言及している点であろう。

この意味でロシア政府が特に懸念しているのは、ブログやSNSである。前述した「アラブの春」では、体制側に対する不満の表出や反体

(2) *Стратегия национальной безопасности Российской Федерации до 2020 года*. <<http://www.scrf.gov.ru/documents/1/99.html>>

(3) ここでいう「情報兵器」がどのようなものか、あるいは具体的なハードウェアを指すのか、サイバー戦そのものを指すのかなどについては明らかでない。

(4) 2014年現在のバージョンは2010年に公表された。*Военная доктрина Российской Федерации*. <<http://www.scrf.gov.ru/documents/18/129.html>>

(5) 例えば、2014年にロシア国防省が開催した国際安全保障に関する会議では、ショイグ国防相、ゲラシモフ参謀総長ら国防指導部が「形を変えた侵略」についての演説を行った。2013年末以降のウクライナ危機を念頭に置いたものと思われる。

(6) *Концептуальные взгляды на деятельность Вооруженных Сил Российской Федерации в информационном пространстве*. <<http://ens.mil.ru/science/publications/more.htm?id=10845074@cmsArticle>>

(7) 同文書の内容については以下を参照。佐々木孝博「ロシアのサイバー戦略 — 「サイバー戦コンセプト」を中心に」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』No.13, 2012, pp.1-12.

制派の連携の手段として、このようなインターネットサービスが幅広く使用されたことで知られる。また、2011年末にロシア下院選挙の不正疑惑を発端として発生した大規模な反政府デモにおいても、ブログやSNSは大きな役割を果たした。さらに2013年末から2014年2月にかけて発生したウクライナでの反政府運動とこれによるヴィクトル・ヤヌコーヴィチ (Viktor Yanukovich) 政権の崩壊は、体制転換に対する脅威認識をロシア政府に再確認させたと考えられる。

したがって、ロシアにおける情報安全保障の概念においては、このようなインターネット通信手段に対する規制や監視が重要な位置を占めるのである。

II これまでのインターネット規制・監視体制

1 インターネット規制・監視の実施主体

現在、インターネット通信の規制及び監視に中心的な役割を果たしているのは、連邦保安庁 (FSB) の情報安全保障センターである。同センターは、国家保安委員会 (KGB) の一部であったソ連時代から通信の検閲や傍受などを担当してきた。また、FSB内には、通信関連事業の許認可等を担当するライセンス、認証及び国家機密保護センター (TsLSZ) 及び政府系通信システムに使用されるコンポーネントの検査などを担当する通信安全保障センターが設置されている。

内務省の情報安全担当部局としてはK局が

あり、コンピュータ犯罪 (コンピュータ・ウィルスの作成、不正アクセス等)、通信・インターネット犯罪 (通信システムの違法な使用、衛星・テレビ放送網への不法なアクセス)、通信機器の違法な販売、著作権侵害・海賊版の販売及び情報通信分野における国際犯罪の取り締まり並びに関連分野における国際協力などを担当する。

2 インターネット監視システム SORM の運用体制

これらの情報・捜査機関が実際にインターネット監視を実施するための手段として使用されるのが、機動捜査活動用技術手段システム (SORM) である。SORMの導入について規定した2000年7月25日通信省令第130号「電話通信網、移動体通信網、無線通信網及び一般利用目的における個人の電波通信網に対して機動捜査活動を可能とする技術手段システムの導入手順について」⁽⁸⁾によると、SORMは電話通信、移動体通信、無線通信及び電波通信に関して機動捜査活動 (оперативно-розыскная деятельность)⁽⁹⁾を実施する目的で使用される通信監視システムであり、通信事業者は、FSBの指導に従ってSORM用機器を自社の通信システムに導入しなければならないなどと規定されている。

ここで問題となるのが、通信の秘密との整合性である。ロシア連邦憲法第23条によると、ロシア連邦においては通信の秘密が保護されており、裁判所の決定に基づかない限り、通信の秘密に関する権利は制限を受けないとされている。

(8) Приказ Министерства Российской Федерации по Связи и Информатизации от 25 июля 2000 г. N 130, *О порядке внедрения системы технических средств по обеспечению оперативно-розыскных мероприятий на сетях телефонной, подвижной и беспроводной связи и персонального радиовызова общего пользования*. <<http://www.ispreview.ru/doc8.html>>

(9) 機動捜査活動とは、FSB、内務省、対外諜報庁、軍偵察部隊などの「機動捜査機関」が、刑事訴訟手続の枠外において実施する独自の捜査活動をいう。機動捜査活動については1995年8月12日連邦法「機動捜査活動について」で規定されており、犯罪行為の発見、予測、阻止及び解明などのために、質問、照会、資料収集、調査、監視、通信の検閲等を行うとされている。Федеральный закон от 12 августа 1995 г. N 144-ФЗ, *Об оперативно-розыскной деятельности*. <<http://base.garant.ru/10104229/>>

しかし、2003年7月7日連邦法「通信について」⁽¹⁰⁾第63条第3項には、裁判所の許可がない場合でも連邦法に定めがあれば通信の監視を行うことができるとの規定が盛り込まれた。さらに同法第64条では、「機動捜査活動、ロシア連邦の安全保障に関する施策及び捜査活動の実施に係る通信事業者の義務及び通信サービス利用者の権利制限について」として、通信事業者が通信サービス利用者に関する情報を政府機関に通知する義務や、当該の政府機関が機動捜査活動を行えるようにする義務などが規定されている。

SORMの運用についてより細かく規定しているのは、2005年8月27日のロシア連邦政府決定第538号「通信事業者と機動捜査を実施する権限を有する国家機関との相互関係の承認について」⁽¹¹⁾である。同決定によると、FSBは他の機動捜査機関を代表し、SORMを用いた機動捜査活動に関して通信事業者との調整にあたる（FSBにそのような技術的能力がない場合には、内務省がこの任務を代行する）。

また、通信システムにどのような形でSORM用システムが設置されているかについて、通信事業者はその全体像をFSBに提示しなければならない。これに変更を加える場合はFSBと共同で実施しなければならない。さらにFSBから要請があった場合、通信事業者は、利用者の通信内容をFSBが監視可能な状態とし、なおかつその事実が明らかにならないよう措置を講じる義務がある。

通信事業者は、自社の通信サービス利用者に関する情報を常に最新の状態に保つ義務を負う。また、当該の情報は3年間にわたって保存し、FSB又は内務省に対して開示しなければならない。具体的には、個人の場合には姓、名、父称⁽¹²⁾、住所及び身分証明書に記載された基礎事項が対象となる。法人の場合には、法人名、所在地及び登記人名が対象である。FSBはこれらの情報が保管されている情報機器にネットワークを通じて直接アクセスすることができる。

この2005年の政府決定により、FSBがインターネットを常時監視できる体制が成立した。ある通信事業者がロシアの有力紙『コメルサント』に述べたところによると、それまでFSBの職員は裁判所の令状を持って通信事業者の事業所を訪れ、その場で通信の監視を行っていたが、決定が施行されて以降は事業所をFSB職員が訪れることはなくなった⁽¹³⁾。

2008年1月16日連邦通信省令第6号「機動捜査の実施に関する電子通信網への要求の承認について」⁽¹⁴⁾では、このような常時監視権限がさらに拡大された。第1に、通信事業者の情報機器にアクセスできる主体が機動捜査を実施する本部と規定され、従来のようにFSBに限定されなくなった。

第2に、機動捜査機関から要請があった場合、通信事業者は、当該利用者本人の属性情報だけでなく、申込番号や本人確認コードを開示することが義務付けられた。第3に、申込番号及び本人確認コードを使用して、利用者がどの

(10) Федеральный закон от 7 июля 2003 г. N 126-ФЗ, *О связи*. <<http://base.garant.ru/186117>>

(11) Постановление Правительства Российской Федерации от 27 августа 2005 г. N 538, *Об утверждении Правил взаимодействия операторов связи с уполномоченными государственными органами, осуществляющими оперативно-разыскную деятельность*. <<http://www.rg.ru/2005/09/02/pravila-dok.html>>

(12) ロシア語の人名では、名と姓の間に父親の名（父称）が入る。仮にユーリー・ソローキンという人物の父親がウラジミール・ソローキンであった場合には、ユーリー・ウラジミロヴィチ・ソローキンが当該人物のフルネームとなる。

(13) “Слушать подано,” *Коммерсантъ*. (「どうぞお聴きください」『コメルサント』) 2008.3.4.

(14) Приказ Министерства информационных технологий и связи РФ от 16 января 2008 г. N 6, *Об утверждении Требований к сетям электросвязи для проведения оперативно-разыскных мероприятий*. <<http://base.garant.ru/192775/>>

ようなサービスを利用していたかを機動捜査機関が調査することが可能となった。このように、2005年の政府決定に比べ、開示される情報の幅が広がった。

3 インターネット通信の規制に関する取組

情報機関等がインターネット通信を監視するだけでなく、国家が不利益と判断した内容の情報については、インターネット上で閲覧できないように遮断してしまう取組も実施されている。このようなインターネット通信の規制に関する議論が本格化したのは2010年以降のことであり、2012年7月28日連邦法第139号「連邦法『児童の健康及び発達に有害な情報からの保護について』及び個別のロシア連邦の法令の改正について」⁽¹⁵⁾として最初に法制化された。

同法は、2010年12月29日連邦法第436号「児童の健康及び発達に有害な情報からの保護について」⁽¹⁶⁾を改正し、児童の発達に有害であると連邦通信・情報技術・マスコミ監督庁が判断したサイトの一覧⁽¹⁷⁾を作成して監視にあたるというものである。さらに、同法によって2006年7月27日連邦法第149号「情報、情報技術及び情報保護について」⁽¹⁸⁾（以下、「情報法」という。）が改正され、上記の一覧に掲載されたサイトの

開設者がその内容に関して警告を受けたにもかかわらず従わない場合、当該サイトに対するアクセス制限などの措置を実施すると規定された。

具体的には、連邦通信・情報技術・マスコミ監督庁の運用する監視システムが児童ポルノや過激主義に関する内容のサイトを自動的に検索して登録し、インターネット・プロバイダーなどを通じて警告を行った上で反応がない場合、当該サイトをアクセス制限の対象となる「ブラックリスト」に登録する。また、監視システムはTwitterなどの短文投稿SNSも監視しており、2012年11月に運用を開始してから1時間で、違法な内容を含む161件の投稿を発見・登録したとされる⁽¹⁹⁾。

この法改正の施行に先立ち、ロシア語版Wikipediaはこれが通信の検閲にあたるとして抗議し、2012年7月10日、24時間にわたってロシア語版Wikipediaの閲覧を停止した。

さらに2013年7月2日連邦法第187号「情報ネットワーク上における知的財産権保護に関するロシア連邦の個別の法令の改正について」⁽²⁰⁾でも情報法が改正され、知的財産権を侵害しているサイトもアクセス制限の対象となった。

2013年12月28日連邦法第398号「情報法の改正について」⁽²¹⁾では、情報法がさらに改正

(15) Федеральный закон от 28 июля 2012 г. N 139-ФЗ, *О внесении изменений в Федеральный закон "О защите детей от информации, причиняющей вред их здоровью и развитию" и отдельные законодательные акты Российской Федерации*. <<http://base.garant.ru/70207766/>>

(16) Федеральный закон от 29 декабря 2010 г. N 436-ФЗ, *О защите детей от информации, причиняющей вред их здоровью и развитию*. <<http://base.garant.ru/12181695/>> なお、同法の概要については以下を参照。小泉悠「[ロシア]有害情報から児童を保護する法律」『外国の立法』No. 249-2, 2011.11, pp. 18-19. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382131_po_02490209.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(17) 一覧は連邦通信・情報技術・マスコミ監督庁のサイトから閲覧できる。 <<http://eais.rkn.gov.ru/>>

(18) Федеральный закон от 27 июля 2006 г. N 149-ФЗ, *Об информации, информационных технологиях и о защите информации*. <<http://base.garant.ru/12148555/>>

(19) “Закон о "черных списках сайтов" вступил в силу,” *РОСБА.ИТ*. (「ブラックリスト法が施行」『ロスバルト』2012.11.1.

(20) Федеральный закон от 2 июля 2013 г. N 187-ФЗ, *О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации по вопросам защиты интеллектуальных прав в информационно-телекоммуникационных сетях*. <<http://base.garant.ru/70405630/>>

(21) Федеральный закон от 28 декабря 2013 г. N 398-ФЗ, *О внесении изменений в Федеральный закон "Об информации, информационных технологиях и о защите информации"*. <<http://base.garant.ru/70552568/>>

され、大規模な暴動、過激主義的行動及び違法な街頭行動に対する参加の呼びかけなどをサイト上に掲載した場合も、当該サイトに対するアクセスが制限されると規定した。

Ⅲ 新たなインターネット規制・監視の動き

1 インターネット監視のさらなる強化とプログラム規制

(1) インターネット監視体制の強化

最近の動きとして注目されるのは、2014年5月5日連邦法第97号「連邦法『情報、情報技術及び情報保護について』及び情報通信網を使用した情報交換の適正化問題に関する個別のロシア連邦法の改正について」⁽²²⁾（以下、「改正情報法」という。）である。この法律により、情報法に対して2点の大きな改正が加えられた。

第1の改正点は、SORMによるインターネット監視体制の強化である。今回の改正で情報法に追加された第10.1条によると、インターネット通信サービスを提供する事業者（以下、「インターネット事業者」という。）は、事業の開始にあたってロシア連邦政府当局に登録を行った上、インターネット利用者の音声情報、文字情報、画像その他の電子的通信の受信、転送、配信及び処理に関する情報並びに利用者本人に関する情報を、当該活動終了後6か月間にわたってロシア連邦内に保存する義務を負う。さらに保存された情報は、捜査機関及び情報機関

の求めに応じて提供しなければならない（第10.1条第3項）。

具体的な情報提供の方法は明らかにされていないが、捜査・情報機関との合意に基づいて通信行政機関が定める要求に従い、機器やプログラムを設置しなければならないとされていることから（第10.4条第4項）、2005年の政府決定によってFSBがSORMを用いてインターネット通信を常時監視できるようになったのと同様、過去のインターネット通信に関するデータが記録されている媒体に対しても、捜査・情報機関は随時閲覧が可能になると思われる。

ロシアの法律データベース「ガラント」の解説によると、改正情報法における「インターネット事業者」の定義には、FacebookやTwitterなどのSNS、Gメール等の電子メールサービス、Skype等の通話・メッセージサービスなど大部分のインターネットサービスが含まれると考えられる⁽²³⁾。したがって、改正情報法の第10.1条第1項に従えば、これら外国のインターネット事業者はロシア政府に対して登録を行い、利用者に関する情報をロシア連邦領内に保存しなければならないことになる。このため、ロシアでは外国のインターネットサービスが利用できなくなる可能性も指摘されていた⁽²⁴⁾。ただし、改正情報法が2014年8月1日に施行された後も、これら外国のインターネットサービスが制限を受けているとの情報は見られない（2014年9月19日現在）。

(22) Федеральный закон от 5 мая 2014 г. N 97-ФЗ, *О внесении изменений в Федеральный закон "Об информации, информационных технологиях и о защите информации" и отдельные законодательные акты Российской Федерации по вопросам урегулирования обмена информацией с использованием информационно-телекоммуникационных сетей.* <http://www.rg.ru/2014/05/07/informtech-dok.html>

(23) Антон Филимонов, "Соцсети, блогеры и государство: новые меры по регулированию Интернета," *ГАРАНТ.RU* (アントン・フィリモノフ「SNS、ブロガー、そして国家：インターネット規制の新たな方法」『ガラント.RU』2014.5.21 <http://www.garant.ru/article/543540/>)

(24) このような指摘に対し、連邦通信・情報技術・マスコミ監督庁のマクシム・クセンゾフ第一次官もTwitter等に対するアクセス制限の可能性を示唆していた。"Мы не видим больших рисков в блокировке Twitter в России," *Известия*, (「ロシアにおいてTwitterを閉鎖することは大きなリスクではない」『イズヴェスチヤ』) 2014.5.16.

(2) サイト開設者に対する規制

第2の改正点は、インターネット上のサイト開設者に対する規制である。

情報法に新設された第10.2条によると、1日に3,000人以上が閲覧するサイトの開設者を「ブロガー」と呼び⁽²⁵⁾、掲載する情報の信憑性を検証すること及び信頼性の低い情報を掲載した場合には当該情報を速やかに削除することが義務付けられる(第10.2条第1項)。また、ブロガーは「社会的に重要な意義を持つ情報を隠ぺい又は捏造する目的及び信憑性のある情報を装って明らかに信憑性のない情報を流布する目的」でインターネットを利用してはならないとも規定された(第10.2条第2項)。ブロガーがこれらの禁止事項及び遵守事項に違反した場合には、刑事上又は行政上の責任を問われる(第10.2条第4項)。

また、この法律の対象となるブロガーは、違反行為があった場合に司法当局からの通知を受け取るため、サイトの各ページに姓、イニシャル及び電子メールアドレスを明記しなければならない(第10.2条第5項)。裁判所の決定を受け取った場合には、その事実をサイト上で公表することも義務付けられる(第10.2条第6項)。

この新たな規定については、一般のブロガーにマスコミ並みの義務を課すものであり、言論の委縮を狙っているとの指摘が数多く見られる⁽²⁶⁾。

また、ブログや電子メールなどインターネット事業を展開するヤンデックスなどロシアのインターネット企業の中でも改正情報法に対して懸念を示す企業がある⁽²⁷⁾。一方、ウラジミール・プーチン(Vladimir Putin)大統領などロシア政府首脳は、改正情報法は言論弾圧にあたらぬとする立場を示している⁽²⁸⁾。

2 公衆インターネット接続に関する規制

前節で述べたブロガー規制に関連して、ロシア政府は、2014年7月31日政府決定第758号⁽²⁹⁾を発出し、2005年4月21日政府決定第17号「一般通信サービスの提供に係る手段の実施について」を改正した。この改正により、公衆接続ポイント(пункт коллективного доступа)からインターネットに接続する際、利用者は本人の身分証明書に記載された姓、名及び父称を通信事業者に対して通知することが義務付けられた(政府決定第17号第3.1項)。また、通信事業者は、提示された情報を6か月間保存する義務を負う(政府決定第17号第9項)。さらに、前述の政府決定第758号によって、2006年1月23日政府決定第32号も改正され、インターネット事業者とその場で短期間の契約を結んで公衆インターネット通信サービスを利用する場合にも、姓、名及び父称を通信事業者に対して通知することが義務付けられた(政府決定第32号

(25) 通常、ブロガーとはブログで記事を公開する者を言うが、ここでいう「ブロガー」は、「インターネット上において、一般人によるアクセスが可能な情報を掲載し、及び1日に3000人以上のインターネット利用者がアクセスするサイト及びサイトを構成する各ページの開設者」(改正情報法第10.2条第1項)であり、情報発信手段はブログに限定されていない。

(26) 一例として、国営ノーヴォスチ通信が有名ブロガー達の意見をまとめた以下の記事を参照。“Российские блогеры начинают жить по новым правилам,” *PIA Новости*, («ロシアのブロガー達は新たな規則の下で生きていくことを学び始めた」『RIA ノーヴォスチ』) 2014.8.1.

(27) “Internet Giant Yandex Evades Burden of Media Status,” *Moscow Times*, 2014.7.2.

(28) “Internet restrictions must not touch upon freedom of speech – Putin,” *Russia Today*, 2014.6.10.

(29) Постановление Правительства Российской Федерации от 31 июля 2014 N 758, *О внесении изменений в некоторые акты Правительства Российской Федерации в связи с принятием Федерального закона “О внесении изменений в Федеральный закон “Об информации, информационных технологиях и о защите информации” и отдельные законодательные акты Российской Федерации по вопросам упорядочения обмена информацией с использованием информационно-телекоммуникационных сетей*. <<http://pravo.gov.ru:8080/Document/View/0001201408050024>>

第 24.1 項)。

以上の改正によりロシアにおいては従来のように匿名で公衆無線インターネット通信サービスを利用することは基本的に認められなくなった。公衆無線インターネット通信サービスを匿名で利用することができれば、改正情報法の定めるブロガーへの規制が実効性をもちえなくなる可能性があるため、こうした新たな規定が設けられたとも考えられる。また、大規模なデモなどの際、参加者同士が連携したり、その状況を広く発信することを防ぐ意図があるとの指摘も見られる⁽³⁰⁾。

ただし、政府関係者などは、本人確認は全ての接続ポイントで必要とされるものではないと強調している。モスクワ市 IT 局のアルチョム・エルモラエフ (Artem Ermolaev) 局長によれば、政府決定のいう「公衆接続ポイント」とは、郵便局などに設置されている公衆インターネット利用スペースなどのことであり、その他の公共の場で Wi-Fi などの公衆無線インターネット通信を利用することには何の問題もないとしている。しかし、前述のとおり、政府決定第 32 号第 24.1 項では一時的にインターネット事業者と契約を結ぶ場合にも利用者情報を通知することが義務付けられている。また、連邦通信・情報技術・マスコミ庁によると、インターネット事業者に対する利用者情報の通知が義務付けら

れることは事実であるが、その方法は事業者に委ねられるとしている⁽³¹⁾。

おわりに

以上で見たように、ロシアは狭義のサイバー安全保障に留まらず、インターネット通信の監視・規制までを含めた情報安全保障政策を推進している。特に監視のみならず、ブログ等のアクセス遮断にまで踏み出したことは注目に値する動きと言えよう。中国等では特定のキーワードが自動的に遮断されるなど、一層厳しいインターネット規制が行われているが、ロシアにおけるインターネット規制がこのような水準まで至るのかどうか、今後の動向が注目される。

これに関連して、インターネットの関連インフラを完全に政府の管理下に置く構想があるとも伝えられる。『コメルサント』紙が 2014 年 4 月に伝えたところによると⁽³²⁾、ロシア国内のインターネット通信システムを区域レベル、地域レベル、全国レベルの 3 階層に分類し、ロシア政府が管理する全国レベルのシステムのみを海外のインターネット網に接続することが検討されている。これにより、ロシア政府は海外との通信を検閲したり、都合の悪い情報を遮断できるようになるとされる。

(こいずみ ゆう)

(30) 「無線 LAN 接続に氏名要求 = デモ警戒か、ロシアが情報管理」『時事ドットコム』2014 年 8 月 8 日 <<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201408/2014080800836>>

(31) “Правительство Москвы опровергло введение ограничений на доступ к Wi-Fi,” *Russia Today*, (「モスクワ市政府は Wi-Fi 接続への制限を否定」『ロシア・トゥデイ』) 2014.8.8. <<http://russian.rt.com/article/44448>>

(32) “Домен — и точка: Российский сегмент интернета готовят к полному контролю,” *Коммерсантъ*, (「領域と点と：インターネットのロシア構成部分を完全に管理下に置く準備が進んでいる」『コメルサント』) 2014.4.29.

2014年5月5日連邦法第97号
「連邦法『情報、情報技術及び情報保護について』及び情報通信網を使用した情報交換の適正化問題に関する個別のロシア連邦法の改正について」

Федеральный закон от 5 мая 2014 г. N 97-ФЗ

О внесении изменений в Федеральный закон "Об информации, информационных технологиях и о защите информации" и отдельные законодательные акты Российской Федерации по вопросам упорядочения обмена информацией с использованием информационно-телекоммуникационных сетей.

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 小泉 悠

第1条

2006年7月27日連邦法第149号「情報、情報技術及び情報保護について」⁽¹⁾を以下のとおり改正する⁽²⁾。

1) 以下に掲げる内容の第10.1条を追加する。

第10.1条 情報通信網「インターネット」 において情報を取り扱う事業者の義務

1. 情報通信網「インターネット」において情報を取り扱う事業者〔以下、「インターネット事業者」と注記する。〕⁽³⁾とは、情報通信網「インターネット」の利用者の通信を受信、転送、配信及び処理することを目的として使用される電子計算機の情報システム及びプログラム〔以下、「情報システム及びプログラム」と注記する。〕を機能させるための活動を行う事業者をいう。
2. 情報通信網「インターネット」において情報を取り扱う事業者〔インターネット事業者〕は、この条の第1項に掲げる活動を開始するときは、マスメディア、マスコミュニケーション、情報技術及び通信の管理及び監督を実施する連邦行政機関〔具体的には連邦通信・情報技術・マスコミ監督庁を指す。〕に対し、ロシア連邦政府の定

める手順に従って通知を行わなければならない。

3. 情報通信網「インターネット」において情報を取り扱う事業者〔インターネット事業者〕は、情報通信網「インターネット」利用者の音声情報、文字情報、画像、音響その他の電子的通信の受信、転送、配信及び処理に関する情報並びに利用者本人に関する情報を、当該活動の終了後6か月間にわたってロシア連邦内に保存しなければならない。また、当該情報は、捜査活動又はロシア連邦の安全保障に関する活動を行う権限を有する政府機関〔以下、「捜査及び保安機関」と注記する。〕に対して、連邦法の定めるところに従って提供しなければならない。
4. 情報通信網「インターネット」において情報を取り扱う事業者〔インターネット事業者〕は、通信の分野における連邦行政機関が捜査活動又はロシア連邦の安全保障に関する活動を行う権限を有する政府機関〔捜査及び保安機関〕と合意の上で規定した機器及びプログラム技術手段に関する要求を満たすための措置をとらなければならない。

(1) Федеральный закон от 27 июля 2006 г. N 149-ФЗ, *Об информации, информационных технологиях и о защите информации*. <<http://base.garant.ru/12148555/>> 以下、インターネット情報は2014年10月8日現在である。

(2) 原文では、2006年度版以降のロシア連邦法令集各版における当該法律の掲載号数及び掲載ページ数が列挙されているが、省略する。

(3) 以下、[]内の語句は訳者が補ったものである。

ない。これらの機器及びプログラム技術手段は、上記の機関〔捜査及び保安機関を指す〕がその目的を達成すること及び当該の措置を実施している事実を秘匿することを目的として、情報通信網「インターネット」において情報を取り扱う事業者〔インターネット事業者〕が運用する情報システム（以下、「捜査及び保安機関用情報システム」という。）において、連邦法の定めに従って使用される。情報通信網「インターネット」において情報を取り扱う事業者〔インターネット事業者〕と捜査活動又はロシア連邦の安全保障に関する活動を行う権限を有する政府機関〔捜査及び保安機関〕との関係については、ロシア連邦政府が規定する。

5. この条で定める義務は、国家情報システム事業者、地方自治体情報システム事業者及び適切な認可を受けて通信役務を提供している通信事業者が認可を受けて行う範囲内の活動には適用されない。また、この条の第1項で定める活動を行っている市民（自然人）であっても、個人、家族及び家庭内で使用する目的である場合には、この条で定める義務は適用されない。この条の第1項で定める活動のうち、個人、家族及び家庭内で使用されるものの一覧は、連邦政府が規定する。
6. この条の第3項の規定によって保存の対象となる情報の内容、保存場所及び保存手順並びに捜査活動又はロシア連邦の安全保障に関する活動を行う権限を有する政府機関〔捜査及び保安機関〕にこれらの情報を提供する場合の手續並びに当該情報の保存に関する情報通信網「インターネット」に

おいて情報を取り扱う事業者〔インターネット事業者〕の活動に関する管理手順及びこの管理を実施する権限を有する連邦政府機関については、ロシア連邦政府が規定する。

- 2) 以下に掲げる内容の第10.2条を追加する。

第10.2条 一般的にアクセス可能な情報をブロガーが掲載する場合の特記事項

1. 情報通信網「インターネット」上において、一般人によるアクセスが可能な情報を掲載し、かつ1日に3,000人以上の情報通信網「インターネット」利用者がアクセスするサイト及びサイトを構成する各ページの開設者⁽⁴⁾（以下、「ブロガー」という。）は、当該情報の掲載及び利用に関して、特に以下のロシア連邦の法令を順守しなければならない。この規定は、当該のサイトだけでなく、他の情報通信網「インターネット」利用者のページにブロガーが情報を掲載する場合にも適用される。
 - 1) 刑事罰に相当する行為の実行、国家機密及びその他の特別に保護された秘密に関する情報の暴露、テロリズムの実行を公然と呼び掛け又は擁護する資料その他の過激主義的資料の配布、ポルノグラフィ、暴力及び残虐性を礼賛するプロパガンダ的資料の配布並びに検閲で許可されていない罵倒語を含む資料の配布のために情報通信網「インターネット」上のサイト及びサイトを構成する各ページを用いてはならない。
 - 2) 一般人がアクセス可能な情報を掲載する場合は、掲載の前に当該情報の信憑性を検証しなければならない。信憑性の低い情報を掲載した場合は速やかに削除し

(4) 解説の注25にも注記したとおり、ここでいう「ブロガー」はブログで情報発信する者に限らない。1日のアクセス数が3,000人を超えるインターネットサイトの開設者を「ブロガー」と総称しているものである。

- なければならない。
- 3) 民事に関する法令に抵触して市民の個人的生活に関する情報を流布してはならない。
 - 4) 住民投票に関するロシア連邦の法令及び選挙に関するロシア連邦の法令が定める禁止事項及び制限事項を遵守しなければならない。
 - 5) 大規模な情報発信の手順を規定するロシア連邦の法令を遵守しなければならない。
 - 6) 市民の名誉及び尊厳並びに組織の業務上の評価を含めて、市民及び組織の権利及び法的利益を遵守しなければならない。
2. 情報通信網「インターネット」上のサイト及びサイトを構成する各ページに情報を掲載する場合には、以下に掲げる行為を行ってはならない。
- 1) 社会的に重要な意義を持つ情報を隠ぺい又は捏造する目的及び信憑性のある情報を装って明らかに信憑性のない情報を流布する目的のために情報通信網「インターネット」上のサイト及びサイトを構成する各ページを利用すること。
 - 2) 市民又は特定の種類の市民を、性別、年齢、人種又は民族、言語、宗教に対する立場、職業、居住地、就業場所及び政治的信条を理由に中傷すること。
3. ブロガーは次の各号に掲げる権利を有する。
- 1) ロシア連邦の法令の定めに従い、自らが希望する手段を用いて情報を自由に検索、受領、転送及び流布すること。
 - 2) 情報通信網「インターネット」上の自らのサイト及びサイトを構成する各ページにおいて、個人的な見解及び評価を实名又は筆名で述べること。
 - 3) ロシア連邦の法令に違反しない限りにおいて、情報通信網「インターネット」の自らのサイト及びサイトを構成する各ページに、他の情報通信網「インターネット」利用者の文章及びその他の資料を掲載し、又は掲載を許可すること。
 - 4) 民事に関する法令及び2006年3月13日連邦法第38号「広告について」に基づき、情報通信網「インターネット」上の自らのサイト及びサイトを構成する各ページに、有償で広告を掲載すること。
4. 一般にアクセス可能な情報の掲載に関して権利を濫用し、この条の第1項から第3項に違反した場合には、ロシア連邦の法令に従って、刑事上、行政上及びその他の責任に問われる。
5. ブロガーは、司法上の重要な通知を受け取るため、情報通信網「インターネット」上の自らのサイト及びサイトを構成する各ページに、自らの姓、イニシャル〔名及び父称の頭文字〕、電子メールアドレスを記載しなければならない。
6. ブロガーは、情報通信網「インターネット」上の自らのサイト及びサイトを構成する各ページにおける投稿に関して裁判所から法的効力のある決定事項を受け取った場合、その事実を当該のサイト及びページ上に速やかに掲載しなければならない。
7. 情報通信網「インターネット」上のサイト開設者のうち、1991年12月27日連邦法2124-I「マスコミュニケーション手段について」においてネット出版業に分類されている者は、ブロガーに含まない。
8. マスメディア、マスコミュニケーション、情報技術及び通信の管理及び監督を実施する連邦行政機関は、一般人によるアクセスが可能な情報を掲載し、かつ1日に3,000人以上の情報通信網「インターネット」利

利用者がアクセスするサイト及びサイトを構成する各ページの一覧〔以下、「ブロッグ一覧」と注記する。〕を作成する。マスメディア、マスコミュニケーション、情報技術及び通信の管理及び監督を実施する連邦行政機関は、一般人によるアクセスが可能な情報を掲載し、かつ1日に3,000人以上の情報通信網「インターネット」利用者がアクセスするサイト及びサイトを構成する各ページの一覧〔ブロッグ一覧〕を作成する目的で以下に掲げる行為を実施し、及び実施する権限を有する。

- 1) 情報通信網「インターネット」上のサイト及びサイトを構成する各ページを監視すること。
- 2) 1日に情報通信網「インターネット」利用者がサイト及びサイトを構成する各ページを閲覧する回数を測定するための方法を承認すること。
- 3) 情報通信網「インターネット」において情報を取り扱う事業者〔インターネット事業者〕、ブロガー及びその他の者に対し、一般人によるアクセスが可能な情報を掲載し、かつ1日に3,000人以上の情報通信網「インターネット」利用者がアクセスするサイト及びサイトを構成する各ページの一覧〔ブロッグ一覧〕を作成するために必要な情報を照会すること。当該者は、マスメディア、マスコミュニケーション、情報技術及び通信の管理及び監督を実施する連邦行政機関から照会を受けてから10日以内に、該当する情報を提示しなければならない。
9. マスメディア、マスコミュニケーション、情報技術及び通信の管理及び監督を実施する連邦行政機関が、インターネットを含む情報通信網において一般人によるアクセスが可能な情報を掲載し、かつ1日に3,000

人以上の情報通信網「インターネット」利用者がアクセスする情報通信網「インターネット」上のサイト及びサイトを構成する各ページを発見した場合には、次の各号に掲げる行為を実施する。市民又は組織からこれに相当する通報を受けた場合も同様とする。

- 1) 一般人によるアクセスが可能な情報を掲載し、かつ1日に3,000人以上の情報通信網「インターネット」利用者がアクセスするサイト及びサイトを構成する各ページの一覧〔ブロッグ一覧〕に、当該のサイト及びサイトを構成する各ページを登録すること。
- 2) 情報通信網「インターネット」上のサイト又はサイトを構成する各ページのホスト・プロバイダー又はその掲載を行っている者を特定すること。
- 3) ホスト・プロバイダー又はこの項の第2号で規定する者に対し、ブロガーを特定することができる情報を提示する必要があるとロシア語又は英語で記載された通告を、電子的形態により送付すること。
- 4) ホスト・プロバイダー又はこの項の第2号で規定する者に対し、適当な情報システムを使用して通告を送付した日時を記録すること。
10. ホスト・プロバイダー又はこの条の第9項第2号で規定する者は、この条の第9項第3号に示す通告を受け取ってから3営業日以内にブロガーを特定することができる情報を提示しなければならない。
11. マスメディア、マスコミュニケーション、情報技術及び通信の管理及び監督を実施する連邦行政機関は、この条の第9項第3号に示す情報を受け取った後、当該ブロガーのサイト又はサイトを構成する各ページが、情報通信網「インターネット」上のサイト

又はサイトを構成する各ページに適用されるロシア連邦の法令の規定に従い、一般人によるアクセスが可能な情報を掲載し、かつ1日に3,000人以上の情報通信網「インターネット」利用者がアクセスするサイト及びサイトを構成する各ページの一覧〔ブローグー覧〕に登録されたとの通告をブローガー本人に送付する。

12. 情報通信網「インターネット」上のサイト又はサイトを構成する各ページにアクセスする情報通信網「インターネット」利用者の数が1日に3,000人を下回る状態が3か月以上継続した場合、当該のサイト又はサイトを構成する各ページは、ブローガーの求めに応じて、一般人によるアクセスが可能な情報を掲載し、かつ1日に3,000人以上の情報通信網「インターネット」利用者がアクセスするサイト及びサイトを構成する各ページの一覧〔ブローグー覧〕から除外される。この件について、ブローガーに対して通告が送付される。情報通信網「インターネット」上のサイト又はサイトを構成する各ページにアクセスする情報通信網「インターネット」利用者の数が1日に3,000人を下回る状態が6か月以上継続した場合、当該のサイト又はサイトを構成する各ページは、ブローガーの求めがなくても、一般人によるアクセスが可能な情報を掲載し、かつ1日に3,000人以上の情報通信網「インターネット」利用者がアクセスするサイト及びサイトを構成する各ページの一覧〔ブローグー覧〕から除外される。
- 3) 以下に掲げる内容の第15.4条を追加する。
第15.4条 情報通信網「インターネット」において情報を取り扱う事業者〔インターネット事業者〕の情報リソースに対するアクセス（доступ к информационному ресурсу）を遮断する手続

1. 情報通信網「インターネット」において情報を取り扱う事業者〔インターネット事業者〕がこの連邦法の第10.1条に定める義務を履行せず、行政義務違反事案であることが法的効力を以て認定された場合には、適当な権限を有する連邦行政機関が当該義務の履行期限に関する通告を違反者の住所（支所又は本部）に対して送付する。当該の履行期限は15日以内とする。
2. 情報通信網「インターネット」において情報を取り扱う事業者〔インターネット事業者〕が、通告に記載された期限内にこの連邦法の第10.1条に定める義務を履行しない場合には、情報通信網「インターネット」の利用者の通信を受信、転送、配信及び処理することを目的として使用される電子計算機の情報システム及びプログラム〔情報システム及びプログラム〕並びにそれらの機能に対するアクセスを制限する。当該制限は、法的拘束力のある裁判所の決定又は適当な権限を有する連邦行政機関の決定に基づき、情報通信網「インターネット」へのアクセス役務を提供する通信事業者が実施する。
3. 適当な権限を有する連邦行政機関及び情報通信網「インターネット」において情報を取り扱う事業者〔インターネット事業者〕の相互の関係に関する手続、この条の第1項に定める通告の送付に関する手続、この条の第2項に定める情報通信網「インターネット」の利用者の通信を受信、転送、配信及び処理することを目的として使用される電子計算機の情報システム及びプログラム〔情報システム及びプログラム〕に対するアクセス制限及び制限解除に関する手続並びに当該の制限に関する市民（自然人）に対する通知手続については、ロシア連邦政府が定める。

第2条

ロシア連邦行政義務違反法典⁽⁵⁾を以下のとおり改正する⁽⁶⁾。

- 1) 第3.5条第1項の第1段落における「第18.15条第4項」という文言の後に「第19.7条第10項」の文言を追加する⁽⁷⁾。
- 2) 第13.18条を以下に掲げるとおり改正する。

第13.18条 ラジオ及びテレビ番組並びに情報通信網「インターネット」上のサイトの安定性を妨害する行為

1. 人為的な障害を発生させることにより、ラジオ及びテレビ放送を妨害した者は、行政義務違反に対する罰金を支払う。罰金の額は、違反者が市民の場合は500ルーブル以上1,000ルーブル未満、上級職公務員の場合は1,000ルーブル以上2,000ルーブル未満、法人の場合は1万ルーブル以上2万ルーブル未満とする。
2. 政府機関及び地方自治体の機関の公式サイトを含む情報通信網「インターネット」上のサイトの機能を妨害した者又はこれらのサイトに対するアクセスを違法に制限した者は、行政義務違反に対する罰金を支払う。ただし、裁判所の決定又は適当な権限を有する連邦政府の行政機関の決定に基づいてアクセスを制限した場合は除く。罰金の額は、違反者が市民の場合は500ルーブル以上1,000ルーブル未満、上級職公務員の場合は1,000ルーブル以上2,000ルーブル未満、法人の場合は1万ルーブル以上2万ルーブル未満とする。
- 3) 第13章に以下に掲げる内容の第13.31条

を追加する。

第13.31条 情報通信網「インターネット」において情報を取り扱う事業者[インターネット事業者]による義務不履行

1. 情報通信網「インターネット」において情報を取り扱う事業者[インターネット事業者]が適当な権限を有する連邦政府の行政機関に対し、情報通信網「インターネット」の利用者の通信を受信、転送、配信及び処理することを目的として使用される電子計算機の情報システム及びプログラム[情報システム及びプログラム]を機能させることを目的とした活動を開始すると通知しない場合には、行政義務違反に対する罰金を支払う。罰金の額は、違反者が市民の場合は1,000ルーブル以上3,000ルーブル未満、上級職公務員の場合は1万ルーブル以上3万ルーブル未満、法人の場合は10万ルーブル以上30万ルーブル未満とする。
2. 情報通信網「インターネット」利用者の音声情報、文字情報、画像、音響その他の電子的通信の受信、転送、配信及び処理に関する情報並びに利用者本人に関する情報を保存し、捜査及び保安機関に対して提供することに関して連邦法の定める義務を情報通信網「インターネット」において情報を取り扱う事業者[インターネット事業者]が履行しない場合には、行政義務違反に対する罰金を支払う。罰金の額は、違反者が市民の場合は3,000ルーブル以上5,000ルーブル未満、上級職公務員の場合は3万ルー

(5) Кодекс Российской Федерации об административных правонарушениях от 30 декабря 2001 г. N 195-ФЗ, <<http://base.garant.ru/12125267/>>

(6) 原文では、2006年度版以降のロシア連邦法令集各版における当該法律の掲載号及び掲載ページが列挙されているが、省略する。

(7) 第3.5条は行政義務違反に対して罰金を科す条文を列挙した箇所であり、ここに改正情報法で新設された第19.7条第10項を追加する改正である。第19.7条第10項の内容については次頁を参照。

ブル以上5万ルーブル未満、法人の場合は30万ルーブル以上50万ルーブル未満とする。

3. 捜査及び保安機関用情報システムとして情報通信網「インターネット」において情報を取り扱う事業者〔インターネット事業者〕が運用する機器及びプログラム技術手段に関して連邦法の定める要求を実現するために必要な義務を当該の情報通信網「インターネット」において情報を取り扱う事業者〔インターネット事業者〕が履行しない場合には、行政義務違反に対する罰金を支払う。別に連邦法の定めがある場合、捜査活動又はロシア連邦の安全保障に関する活動を行う権限を有する政府機関〔捜査及び保安機関〕がその目的を達成するための措置及び当該の措置を実施している事実を秘匿するための措置についても同様とする。罰金の額は、違反者が市民の場合は3,000ルーブル以上5,000ルーブル未満、上級職公務員の場合は3万ルーブル以上5万ルーブル未満、法人の場合は30万ルーブル以上50万ルーブル未満とする。

注：この条で規定する行政義務違反行為に関して、法人格を取得せずに企業活動を行っている個人については、法人として行政責任を問うこととする。

- 4) 以下に掲げる内容の第19.7条第10項を追加する。

第19.7条第10項 通信、情報技術及びマスコミュニケーションの管理及び監督を実施する連邦行政機関に対して情報を開示しないこと及び明らかに信頼の置けない情報を提示すること

1. ホスト・プロバイダー又は情報通信網「インターネット」上のサイト若しくはサイトを構成する各ページを掲載しているその他の者が、通信、情報技術及びマスコミュニケーションの管理及び監督を実施する連邦行政機関に対し、ブロガーを特定することのできる情報を開示しなかった場合若しくは適時に情報を開示しなかった場合又は明らかに信憑性のない情報を提示した場合、行政義務違反に対する罰金を支払う。罰金の額は、違反者が市民の場合は1万ルーブル以上3万ルーブル未満、法人の場合は5万ルーブル以上30万ルーブル未満とする。

2. この条の第1項に定める行政義務違反を1年以内に再度行った場合、違反者が市民の場合は罰金3万ルーブル以上5万ルーブル未満、法人の場合は罰金30万ルーブル以上50万ルーブル未満又は30日未満の営業停止処分とする。

- 5) 第23.1条を以下のとおり改正する。

a) 第1項における「第13.16条」という文言の後に「第13.18条第2項」の文言を追加する。「第13.28条」という文言の後に「第13.31条第2項及び第3項」の文言を追加する⁽⁸⁾。

b) 第2項における「第19.7条第3項」という文言の後に「第19.7条第10項」の文言を追加する⁽⁹⁾。

6) 第23.44条第1項における「第13.18条」という文言を「第13.18条第1項」の文言に置き換える。「第13.30条」という文言の後に「第13.31条第1項」の文言を追加する。「(自らの権限の範囲内で)」という文言の後に「第

(8) 第23.1条第1項は裁判の対象となる行政義務違反事案を列挙した箇所であり、ここに改正情報法で新設された第13.18条と第13.31条を追加する改正である。

(9) 第23.1条第2項は行政義務違反事案に対する罰則を規定した箇所であり、ここに改正情報法で新設された第19.7条第10項を追加する改正である。

- 19.7 条第 10 項」の文言を追加する⁽¹⁰⁾。
- 7) 第 28.3 条第 2 項を以下のとおり改正する。
- a) 第 1 号における「第 13.15 条第 2 項」という文言の後に「第 13.18 条第 2 項」の文言を追加する。「第 13.30 条」という文言の後に「第 13.31 条第 2 項」の文言を追加する⁽¹¹⁾。
- b) 第 56 号における「第 13.12 条」という文言の後に「第 13.31 条第 2 項及び第 3 項」の文言を追加する⁽¹²⁾。

- 文言の後に「及びこの連邦法の第 64 条第 2 項の求める義務」の文言を追加する⁽¹⁶⁾。
- b) 第 5 項に以下の文言を追加する。「マスメディア、マスコミュニケーション、情報技術及び通信の管理及び監督を実施する連邦行政機関の定める手続に従い、当該の法律の第 15 条第 1 項から第 4 項までの規定を遵守するため、通信事業者が自らの管理する通信網に監視用技術機器を設置すること」⁽¹⁷⁾。

第 3 条

2003 年 7 月 7 日連邦法第 126 号「通信について」⁽¹³⁾を以下のとおり改正する⁽¹⁴⁾。

- 1) 第 44 条第 2 項の第 2 段落における「通信サービスの提供に関する契約の履行、」という文言の後に「データ通信サービス、情報通信網「インターネット」に対する接続サービス及び情報端末機器の利用者の特定に関する手続、」の文言を追加する⁽¹⁵⁾。
- 2) 第 46 条を以下のとおり改正する。
- a) 第 1 項の第 3 段落における「機能」という

第 4 条

この連邦法は 2014 年 8 月 1 日から施行される。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2014 年 5 月 5 日

連邦法第 97 号

(こいずみ ゆう)

(10) マスメディア、マスコミュニケーション、情報技術及び通信の管理及び監督を実施する連邦行政機関が担当する事案のうち、従来は第 13.18 条全体であったものがその第 1 項に限られた。その一方、第 13.31 条第 1 項及び第 19.7 条第 10 項に規定する事案が新たに担当範囲となった。

(11) 内務機関（警察）職員が行政義務違反事件に関する調書を作成する事案として、第 13.18 条及び第 13.31 条を追加する改正である。

(12) ロシア連邦の安全保障に関する活動を行う権限を有する政府機関の職員が行政義務違反事件に関する調書を作成する事案として、第 13.31 条第 2 項及び第 3 項を追加する改正である。

(13) Федеральный закон от 7 июля 2003 г. N 126-ФЗ, *О связи*. <<http://base.garant.ru/186117/>>

(14) 原文では、2006 年度版以降のロシア連邦法令集各版における当該法律の掲載号数及び掲載ページ数が列挙されているが、省略する。

(15) 第 44 条第 2 項では、通信サービスの提供に関する手続はロシア連邦政府が定めると規定している。したがって、この改正によって、通信サービス及び情報端末機器の利用者の特定手続に関してもロシア連邦政府が規定することとなった。

(16) 第 46 条は通信事業者の義務について規定した条である。一方、第 64 条第 2 項では、捜査及び保安機関の機動捜査の実施に関して通信事業者が協力する義務について規定したものであり、改正後の情報法第 10.1 条第 4 項に対応している。したがって、この改正により、機動捜査に対する通信事業者の協力が全般的な義務に含まれたものと考えられる。

(17) ここで言及されている「当該の法律」とは情報法を指す。第 15 条は情報通信網の全般的な利用原則に関するものであるが、その第 4 項では、連邦法に定めがあれば情報通信網の利用者を特定することができると規定されている。